

葛飾区指名業者選定委員会設置要綱

平成7年3月28日

6 葛総経第399号区長決裁

改正 平成13年3月29日12 葛総経第439号
平成14年3月18日13 葛総経第383号
平成15年3月26日14 葛総経第398号
平成16年4月1日16 葛総契第24号
平成18年5月29日18 葛総契第42号
平成20年3月28日19 葛総契第272号
平成21年3月31日20 葛総契第335号
平成26年11月7日26 葛総契第496号
平成30年3月28日29 葛総契第817号
平成31年3月27日30 葛総契第760号
令和6年3月22日5 葛総契第896号

(設置)

第1条 葛飾区が施行する公共工事に関し、指名競争入札に参加させようとする業者の適格性について調査、審議し、指名業者を選定する機関として、葛飾区指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、請負工事に係る指名業者の適格性についての調査及び審議並びに業者選定に関する事務を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、総務部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、あらかじめ委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、施設部長、都市整備部長及び都市施設担当部長をもって充てる。

(招集等)

第4条 委員会は、当該委員会の委員長が調査又は審議の必要があると認めた工事案件について招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取することができる。

(採決)

第5条 指名業者の選定に当たって、委員の意見が分かれた場合は、出席委員（当該選定に係る請負工事を主管する委員を除く。）の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。

(特例)

第6条 特に緊急を要する工事で、委員会を開くいとまがない場合は、当該委員会の委員長が委員1名以上と協議のうえ指名業者を選定することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部契約管財課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会の委員長が別に定める。

付 則（平成13年3月29日12葛総経第439号）

付 則（平成14年3月18日13葛総経第383号）

付 則（平成15年3月26日14葛総経第398号）

付 則（平成16年4月1日16葛総契第24号）

付 則（平成18年5月29日18葛総契第42号）

付 則（平成20年3月28日19葛総契第272号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年3月31日20葛総契第335号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成26年11月7日26葛総契第496号）

この要綱は、平成26年11月7日から施行する。

付 則（平成30年3月28日29葛総契第817号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（平成31年3月27日30葛総契第760号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和6年3月22日5葛総契第896号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。